

健 第 6 4 8 号
平成 27 年 6 月 4 日

富山県医師会長 }
各都市医師会長 } 殿

富山県厚生部健康課長
(公 印 省 略)

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

日頃から、本県の感染症対策の推進に多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生については、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成 27 年 6 月 1 日付け健感発 0601 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、標準的対応フロー等をお知らせしたところです。

今般、韓国において死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、当該通知に基づく取り扱いの一部を変更する旨の通知がありましたので、改めてお知らせします。

従前から、日本への入国前 14 日以内に MERS 患者の発生国（初発例の報告がある国）に滞在歴があるものについては健康監視対象者として検疫所が健康監視を行っており、今回新たに、韓国からの入国（帰国）者についても、日本への入国前 14 日以内に MERS が疑われる患者と同居（病棟内での滞在を含む）したもの等については健康監視対象者となるため、これらの患者が直接一般医療機関に受診することはまずないと思われませんが、引き続き改正後の「感染が疑われる患者の要件」に合致する疑い患者を診察された場合には、最寄りの厚生センター（支所）又は富山市保健所まで御連絡くださいますよう、貴会員への周知をよろしくお願い致します。

○主な改正点

1 感染が疑われる患者の要件

発症 14 日前に MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護したものについては、診察等を行った場所が対象地域（アラビア半島又はその周辺諸国）であるか否かを問わないとしたこと。また MERS が疑われる患者との同居していたものについて、「同居」に「当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む」としたこと。

2 疑似症患者の定義

上記「感染が疑われる患者の要件」に合致すると医師が診断した場合、当面の間、MERS の疑似症患者として取り扱うことができるとしたこと。

感染症・疾病対策班	
担 当	松 崎
電 話	076-444-4513
FAX	076-444-3496